

令和6年度実施 志摩市職員採用試験 募集要項



【募集職種】

保健師

保育士・幼稚園教諭・保育教諭

【前期試験】

受付期間 令和6年 4月15日（月）午前8時30分から
令和6年 5月13日（月）午後5時15分まで
試験日 令和6年 5月26日（日）
試験場所 志摩市役所

1 採用予定年月日

令和7年4月1日

※採用可能な人については、それ以前に採用されることがあります。

(申込時に希望を確認しますが、採用試験の可否に影響するものではありません。)

2 受験資格および職種、募集人数

◇全職種共通受験資格

・地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない人

◇職種別受験資格など

| 職 種 | 募集人数 | 職種別受験資格 | 職務概要 |
|----------------------|------|---|------------------------------------|
| 保健師 | 2人程度 | 昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を取得している人(取得見込みの人を含む) | 保健・健康指導や介護、福祉業務に関する相談支援等、保健師の専門業務。 |
| 保育士 幼稚園教諭 保育教諭 | 1人程度 | 昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格および幼稚園教諭免許の両方を取得している人(取得見込みの人を含む) | 保育園・こども園・幼稚園等の施設で乳幼児の保育業務や幼児教育業務 |

【保健師受験について】

申込時に、保健師免許証の写し又は取得見込証明書を添付してください。

【保育士・幼稚園教諭受験について】

申込時に、保育士証及び幼稚園教諭免許状の写し又は取得見込証明書を添付してください。

3 試験の方法


| 試験区分 | 1次試験 | 2次試験 | 3次試験 |
|--------------------------|----------------------|--|---------------------------------|
| 保健師 保育士・幼稚園教諭 保育教諭 | ・総合検査(SPI3) ・専門試験 | ・集団討論 ・集団面接 ※詳細は、1次試験合格通知でお知らせします。 | ・個別面接 ※詳細は、2次試験合格通知でお知らせします。 |

《試験内容》

| 試験科目 | 内 容 | 所要時間 |
|---------------------|--|-------|
| 総合検査 (SPI3) | 職務遂行に必要な総合的な基礎能力についての択一式による試験 | 約110分 |
| 専門試験 (保健師) | 公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論 | 約90分 |
| 専門試験 (保育士・幼稚園教諭) | 社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容、子どもの保健(精神保健を含む。) | 約90分 |

4 申込手順について

- (1) 受付期間 **令和6年 4月15日(月) 午前8時30分から**
令和6年 5月13日(月) 午後5時15分まで
- (2) 申込方法 インターネットによる申し込みとします。

| | | | | | | | | | |
|-------------|--|---------|--|-------|--|---------|---------------------------------|-----|--|
| <p>事前準備</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン又はスマートフォン、タブレット ※スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。 ※一部の機能はPDFを閲覧できる環境が必要です。(Adobe Acrobat Reader 推奨) ・メールアドレス ※「no-reply@logoform.jp」「@spool.co.jp」「city.shima.mie.jp」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定してください(スマートフォンの設定方法については、各自で確認してください) ・顔写真のデータ ※申込前3か月以内に背景無地で撮影したもので、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるものが必要です。 ※添付ファイルは画像の比率がおよそタテ4：ヨコ3になるように調整してください。 ※登録可能なファイル形式は画像(JPEG)のみです。 ※ファイル名は、生年月日+氏名としてください。 (例：20041001 志摩太郎.jpg) ※データサイズは最大3MBまでとしてください。 | | | | | | | | |
| <p>申込手順</p> | <p>① ホームページから申込フォームへ接続し、受験者情報等必要項目を入力 ※それぞれの希望する職種で入力しているか、また、その受験資格を満たしているか、必ず確認をお願いします。</p> <p>② 申込完了メールを受信し受験申込完了 ※①の申込後に24時間を経過しても申込完了メールが届かない場合は、志摩市総合フリーダイヤル(電話 0120-1105-295)にお問い合わせください。</p> | | | | | | | | |
| <p>その他</p> | <p>・受付期間内に、志摩市ホームページ内の「<u>志摩市職員採用試験申込フォーム</u>」にアクセスして、申込ください。</p> <p>市ホームページには 2次元コードからも 遷移できます。</p>  <p>※ブラウザの推奨利用環境は右の表のとおりです。 (全ての最新版を推奨しています)</p> <table border="1" data-bbox="871 1395 1390 1912"> <tr> <td>Windows</td> <td>Google Chrome Microsoft Edge Mozilla Firefox</td> </tr> <tr> <td>macOS</td> <td>Safari Google Chrome Mozilla Firefox</td> </tr> <tr> <td>Android</td> <td>Google Chrome Microsoft Edge</td> </tr> <tr> <td>iOS</td> <td>Safari Google Chrome Mozilla Firefox</td> </tr> </table> | Windows | Google Chrome Microsoft Edge Mozilla Firefox | macOS | Safari Google Chrome Mozilla Firefox | Android | Google Chrome Microsoft Edge | iOS | Safari Google Chrome Mozilla Firefox |
| Windows | Google Chrome Microsoft Edge Mozilla Firefox | | | | | | | | |
| macOS | Safari Google Chrome Mozilla Firefox | | | | | | | | |
| Android | Google Chrome Microsoft Edge | | | | | | | | |
| iOS | Safari Google Chrome Mozilla Firefox | | | | | | | | |

(3) 注意事項

- ・受験資格を満たしていることを確認してから申し込んでください。
- ・受験資格確認のため、申込時に資格確認資料の添付が必要です。
- ・受験資格にある資格や免許等は、令和7年3月31日までに取得、卒業又は修了見込みの方を含みます。
- ・申込締切直前は、サーバーが混み合うことなどにより申し込みに時間がかかる恐れがありますので、余裕をもって早めに申込手続きを行ってください。
- ・受付期間中は、24時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申し込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。
- ・申込後に入力内容を修正することは出来ません。間違いがないかよく確認してください。
- ・内容に虚偽の事項がある場合、採用が取消となることがありますので十分に注意してください。
- ・合格後、採用日までの間に重大な非違行為やその他勤務が困難な事由が生じた場合、受験申込時に求める資格を欠く場合には、採用されないことがあります。
- ・インターネット接続に要する機器や通信料などの費用は、受験者の負担となります。

5 1次試験について

受付期間終了後の令和6年5月21日(火)までに、1次試験についての案内と、受験票を登録したメールアドレス宛に送信予定です。試験の開始時間、試験会場などの詳細を確認してください。

○受験票の交付について

受験票の印刷

メール添付の受験票を白色のA4サイズ(縦:29.7cm、横:21cm)の用紙に印刷し、**申込者本人が署名してください。**

※プリンタが無い場合は、コンビニエンスストアのプリントサービス等をご利用ください。

- ・試験名、試験日、受付時間、試験会場、試験職種、受験番号、氏名及びご自身の顔写真が印刷されていることを確認してください。
- ・受験票は、あなたが職員採用試験に申込をし、受理された証となります。

必ず試験に持参し、終了するまで失くさないようにしてください。

※令和6年5月22日(水)までにメールが届かない場合は、志摩市総合フリーダイヤル(電話 0120-105-295)へ問い合わせてください。

6 試験の日時及び会場

| | | |
|------|------|--|
| 1次試験 | 試験日 | 令和6年5月26日(日) |
| | 試験会場 | 志摩市役所本庁舎(予定) (志摩市阿児町鶴方3098番地22) |
| | 試験時間 | <保健師、保育士・幼稚園教諭・保育教諭> 受付 9時00分～ 総合検査 9時45分～ (SPI3) 専門試験 13時00分～ |
| 2次試験 | 試験日 | 令和6年6月下旬 予定 ※日時については、1次試験合格者にお知らせします。 |
| | 試験会場 | 志摩市役所本庁舎(予定) |
| 3次試験 | 試験日 | 令和6年7月下旬 予定 ※日時については、1次試験合格者にお知らせします。 |
| | 試験会場 | 志摩市役所本庁舎(予定) |

※昼食等は各自ご用意ください。

※自然災害等の発生状況により、試験の日時及び試験会場等が変更する場合があります。
変更となる場合は、お知らせメールを申込時登録いただいたメールアドレス宛に送信します。

7 試験結果(得点及び順位)の通知

1次試験の試験結果については、得点と合格ラインの得点を結果通知書で全員に封書により通知します。

8 最終合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

2次から3次までの試験結果により最終合格者を決定します。

(2) 発表

3次試験終了から、2週間以内に受験者に通知します。

9 勤務条件

○給与

志摩市職員給与条例に基づき支給します。

参考に、卒業後直ちに採用された場合の初任給は、次のとおりです。

(令和6年4月1日現在)

| 職種等 | 最終学歴 | 初任給 |
|-------------------|------|----------|
| 保健師 | 大学卒 | 208,000円 |
| 保育士・幼稚園教諭 保育教諭 | 高校卒 | 170,900円 |
| | 短大卒 | 181,800円 |
| | 大学卒 | 196,200円 |
| | 大学院卒 | 208,000円 |

※採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定後の額となります。

※職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。

※諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます

○勤務時間

【保健師】

午前8時30分～午後5時15分の7時間45分 1週間当たり38時間45分

【保育士・幼稚園教諭・保育教諭】

午前7時30分～午後7時00分までのうち7時間45分 1週間当たり38時間45分

※配属先により異なる場合があります。

○休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※配属先により異なる場合があります。

○休暇

年次有給休暇として年間20日（4月採用時は15日）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇等条例で定められた特別休暇があります。

○勤務場所

【保健師】

志摩市役所及び市の出先機関

【保育士・幼稚園教諭・保育教諭】

志摩市役所及び市立保育所・幼稚園・こども園・放課後児童クラブ

10 問い合わせ先

この試験に関するお問い合わせは、志摩市総合フリーダイヤルへお願いします。

(電話 0120-105-295)

11 その他

お預かりしました個人情報、市の職員採用試験に必要な範囲のみに利用します。

なお、採用試験に伴ってお預かりしました各種書類（提出物）は、返却することができませんので、予めご了承ください。

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が本市職員となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」には、将来においても、任用されません。

「公権力の行使」に係る職務について

- 1 住民に対して命令、強制等を加え、一方的に住民の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 住民に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務
(「公権力の行使」に係る職務の具体例)
 - 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の利用許可、道路の占用許可などに係る業務

(1) 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、課長及び課長に類する権限を有する職と、志摩市の活動について、その企画、立案、決定等に関与する事務に就く職が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる課長補佐までの昇任は可能となります。